

会議名	令和元年度第1回 芦屋町住民参画推進会議	会場	芦屋町役場 41 会議室		
日時	令和元年9月3日(火) 19:00~20:30				
件名・議題	1 シンポジウム非開催の経緯について 2 「情報ガイドブック」に関する平成30年度実施状況 3 芦屋町住民参画まちづくり条例の見直しの検討について 4 その他				
委員の出欠	委員長	大島 まな	出	片山 和夫	出
	副委員長	徳永 義昭	出	原崎 功典	欠
		八木 一成	欠	占部 吉郎	出
		仁田原 真穂	出	岩本 浩	出
		長沢 正行	出	野崎 昌雄	出
合意・決定事項	○シンポジウム開催案が出てから1年半経過し、状況が変わってきたことも踏まえ、改めて本会議の役割である「住民参画条例の発展的見直しに関する事」「住民参画等における情報公開及び住民の意見聴取状況などの進捗に関する事」に沿って審議していくこととなった。 ○芦屋町住民参画まちづくり条例の見直しの検討について事務局より説明し、審議の結果、見直しは行わないことに決定した。				

令和元年度 第 1 回住民参画推進会議議事録（概要）

【まとめ】

- シンポジウム非開催の経緯について、過去の議事録を振り返った。シンポジウム開催案が出てから1年半経過し、状況が変わってきたことも踏まえ、改めて本会議の役割である「住民参画条例の発展的見直しに関する事」「住民参画等における情報公開及び住民の意見聴取状況などの進捗に関する事」に沿って審議していくこととなった。
- 「情報ガイドブック」に関する平成30年度実施状況および令和元年度の予定について事務局より説明した。
- 芦屋町住民参画まちづくり条例の見直しの検討について事務局より説明し、審議の結果、見直しは行わないことに決定した。

1 開会

企画政策課長あいさつ

2 委員の紹介

徳永委員（区長会）、原崎委員（四校PTA連絡協議会）が新たに就任した。

3 副委員長の選出

芦屋町区長会選出 小川 昭夫副委員長の退任に伴い、副委員長の選出を行った。
後任として、芦屋町区長会 徳永 義昭委員を選出した。

4 議事

委員長あいさつ

今回は住民参画の取り組みの進捗状況の確認や条例の見直しについて審議する。委員のみなさんが日頃住民として感じる事など、忌憚のない意見を出していただきたい。

（1）シンポジウム非開催の経緯について

【事務局による説明】

※資料1に基づき、平成30年度から平成28年度までの議事録を振り返った。

【質疑・意見等】

（委員）

シンポジウムを開催しなかった理由の一つとして、前委員長が辞めたからと聞いた。委員長の任期が最後となる会議でシンポジウム開催案が出た。辞めることになっているのであれば、案や具体的な日時も出さない方がよかったのではないか。今更ではあるが、いまだによくわからない。

（事務局）

当時の担当者から聞き取った範囲でお答えする。前委員長は、平成20年度の会議立ち上げ

当初から継続して委員を務め、結果的に平成 28 年 9 月に任期満了となっている。前委員長は、このタイミングで辞めるという判断はしていなかったと思う。事務局も、前委員長が継続して務めると考えていた。だからこそ、議事録にある「委員長と事務局で整理し～」という前委員長の発言があったものと考えている。

どのタイミングか分からないが、前委員長にも色々と事情があったようで、委員長を続けることができなくなったと聞いている。そのため、事務局もシンポジウムについて核となっていた委員長と調整することができなくなり、開催できなかった。

以上のことから、前委員長も辞めることありきで案を出したのではないと考える。

(委員長)

会議で決めたことが前に進まず、その後委員に何も説明されないまま 1 年半経過したことがこのような状況を生んでいるのだろうと思う。

平成 27 年度に情報ガイドブックが発行され、当時は周知・啓発を兼ねてシンポジウムを開催しようということだったと思うが、状況が変わっているなので、改めて、周知・啓発について審議していければと考える。

(委員)

平成 28 年度に具体的な開催日まで決めているにもかかわらず、平成 29 年度に事務局からの回答で、開催の流れが一度切れた。平成 30 年度に委員が再度開催について触れたところ、事務局は過去の話にしてしまった。その間に前委員長がいなくなり、中途半端になっている。もう、やるかやらないか、仕切り直したらどうか。個人的には、シンポジウム自体は悪くないと思っている。現在の体制で改めて検討し、これからどうするかを考えていってはどうか。

(委員長)

やるかやらないかというよりは、周知・啓発について現在の課題を洗い出し、課題に対処する方法としてシンポジウムが出てくれば、検討すればよいと思う。

確かに事務局の進め方には不手際はあったと思うが、当時のことを話していても前に進まないし、むしろこれから必要なことを検討していくということではどうか。

(委員)

平成 28 年度にシンポジウムの話が挙がったときのことはよく覚えている。情報ガイドブックの作成で盛り上がり、頻繁に会議を開催していたと記憶している。情報ガイドブックを広めようということで、その方法の一つに前委員長がシンポジウムを提案した。その後、次の会議までに前委員長と事務局が具体的な案を作成するという流れになった。

シンポジウムのイメージは描かれていたが、実現性のある内容にはなっていなかった印象である。私達も任せていたところがあったので、事務局と前委員長のせいではなく、私達にも責任があったと思う。だから仕方ないと思う。

委員長の言うとおりに、これはこれとして、次のステップに進むべきではないだろうか。

(委員)

私が引っかかっていたのは、シンポジウム開催計画書案があるのだから、やる気になればできるだろうということである。

(委員長)

当時の企画案から現在までの約 3 年間の取り組みを見直した上で、必要であれば検討することになると思う。ここで区切り、進めてよろしいか。

(委員)

事務局にやる気があったなら、新しい委員長とシンポジウムについて検討できたはず。結局、事務局が乗り気ではなかったと感じられる。また、職員研修に切り替え、シンポジウムを開催しない方向に持っていったように見える。何らかの事情で取り組みが下火になったのか、それとも、事務局はまだやる気があるのか。どうも事務局の腰が引けている感じがしてならない。

(事務局)

確かに事務局の腰が引けていた部分もあったのではないと思う。議事録にもあるように、前委員長と前副委員長からのシンポジウム案を元に事務局が提案しているが、事務局が考えた案ではなかったことが理由として考えられる。ここから 1 年半空いており、本来年 2 回開催しなければならない会議が年 1 回しか開催されていない。前委員長にどのような事情があったかは分からないが、シンポジウム開催に至らなかった状況から見て取れると個人的には思っている。

(委員)

案を出した前委員長がいなければ、やはり開催はできないと思う。他の人が委員長になれば他の案が出るだろう。それよりも、1 年半空いたことが問題だと思う。こういうところがお役所仕事かなと思ってしまう。

(委員)

糾弾するのはもうやめた方がよい。これからどうするかを考えた方がよい。

(委員長)

問題があったにせよ、前を向いてこれからのことを考えていくべきである。

この会議の役割は、芦屋町住民参画推進会議設置条例によると、「住民参画条例の発展的見直しに関する事」「住民参画等における情報公開及び住民の意見聴取状況などの進捗に関する事」の 2 点となっており、これに沿って意見をいただきたい。よろしいか。

-異議なし-

(2) 「情報ガイドブック」に関する平成 30 年度実施状況

【事務局による説明】

※資料 2 に基づき、30 年度の実施状況を報告。

【質疑・意見等】

(委員)

自治区担当職員制度について、私の自治区でも職員が入って課題を整理し、次のステップに

進むことになっていたが、全ての自治体の取り組みが中断した。私の自治体では取り組みを続けたい意向を示しているが、その後、町からの働きかけがない。現状はどうなっているのか。

(事務局)

当初の予定は30自治体全てでまちづくり計画を作る予定であった。しかし、自治体によって温度差があり、計画を作らなくてよい自治体もあれば、作りたい自治体もあり、作りたい自治体が少数であった。今年度からは、計画を作りたい自治体については支援することになっている。

これまでは、各自治体を担当する職員が計画の作成支援に携わっていたが、環境住宅課が支援することになったため、体制がまだ整っていないのかもしれない。近いうちに支援があると思う。

(委員)

この問題については、環境住宅課と協議した。計画を作りたい自治体は、ステップ3で環境住宅課が支援してくれるし、作らなくてよい自治体は、ステップ1、2で職員が自治体のイベントに参加することで十分と考えている。自治体によって色々と事情がある。ステップ1、2は残し、ステップ3はできる自治体がするということである。

(委員)

自治体担当職員制度の始まりとして、職員の約半分が町外者であることから、町に入り込み町について学ぶことが目的の一つにあったと聞いているが、ステップ3まで進み、計画作りとなると、自治体の実情にそぐわない状況があったのではないだろうか。また、職員も計画作りには相当な負担を強いられていたと聞いている。

(委員長)

実情を見ながら、自治体にあったやり方に見直しているということが共有できていればよいと思う。また、住民と職員が顔を合わせて一緒に取り組むことに価値があると思う。

(委員長)

一点伺う。町長への手紙について説明があったが、主なものへの回答を広報紙に掲載しているということでしょうか。

(事務局)

ある程度の件数が寄せられるので、主なものを載せている。

(委員)

パブリックコメントについて、ホームページや広報紙で周知していると思うが、関係団体には声をかけているのか。

(事務局)

計画策定に関わっている委員を通じて関係団体に声かけをお願いしているものもある。

(委員)

学童のアンケートについて、対象は学童利用者の保護者向けのものであるか。

(事務局)

詳細が分からないため、担当課に確認し、改めて報告する。

(委員長)

コミュニティ活動状況調査について、定期的に行っているということだが、平成 29 年度の次はいつ行うことになっているのか。

(事務局)

今年度実施することになっている。なお、コミュニティ活動状況調査は、総合振興計画を策定するときと、策定から 3 年経過したとき、というサイクルで行っている。

(委員長)

コミュニティ活動状況調査の設問に、「情報ガイドブックを知っていますか」など、住民参画に関する認識を確認するようなものはあるか。もしなければ、あるとよいと思う。

(事務局)

コミュニティ活動状況調査の設問には、「協働のまちづくり」という項目に「町の計画や取り組みについて関心をもっていますか」など、情報の共有を積極的に進めることに直結した問いを設けている。

(委員長)

前回調査にもあったということでよいか。

(事務局)

そうである。設問の内容は大きく変えていない。

(委員長)

次回はコミュニティ活動状況調査の資料も付けていただきたい。

(事務局)

次回会議で資料を配付する。

(3) 芦屋町住民参画まちづくり条例の見直しの検討について

【事務局による説明】

※資料 3 に基づき、条例見直しの必要性について説明。

【意見・質疑等】

(委員)

条例第 8 条において「住民生活に大きく関わる重要な計画を策定する場合は～」とあるが、

説明会やワークショップなどの使い分けの定義はあるのか。

(事務局)

住民説明会は住民への影響が大きい場合に行う。最近では、芦屋中央病院の移転建替であり、過去に例のない規模で、30 自治区全てに対し行った。他には、総合振興計画策定のときであり、10年に1度の構想であることから、中央・東・山鹿の3公民館で行った。過去を遡れば、合併問題についても行っている。

ワークショップは、ワークショップの手法がなじむものに対して行う。最近では、昨年リニューアルした中央公園のときである。付近の住民が使用することから、住民の意見を聞くことが有効である。過去を遡れば、花美坂公園を作ったときにも行っている。

パブリックコメントは、芦屋町パブリックコメント実施要綱に基づき、各種計画、住民に影響が出るような条例などを定めるときに行う。

(委員長)

他に質問はないか。なければここで質疑を終了したいと思う。

-質疑なし-

(委員長)

条例の見直しについては、事務局からの提案どおりでよいか。

-異議なし-

(4) その他

【事務局より説明】

事務連絡

○条例の見直しを行わないため、次回の会議は2月開催予定。